

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 号
件 名	保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	本岡良雄，飯塚孝子，小山哲夫
要 旨	<p>第 162 回通常国会で成立した「保険業法等の一部を改正する法律」(以下、「保険業法」とする)によって、障がい者団体を初めとする各団体により、その目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されてきた共済制度が存続の危機に追い込まれています。</p> <p>保険業法の「改正」の趣旨は、「共済」をかたって不特定多数の消費者に保険商品を販売し消費者被害をもたらした、いわゆる「マルチ共済」を規制し、消費者を保護するのが目的でした。</p> <p>共済は団体の目的と構成員の相互扶助を図るためにつくられ、日本の社会に根をおろしてきました。団体がその構成員の「仲間同士の助け合い」を目的に、自主的に、健全に運営されてきた自主共済は、「利益」を上げる保険業とは違います。その自主共済を強制的に株式会社や相互会社にしなければ運営できないようにし、「もうけ」を追及する保険会社と同列に、一律にさまざまな規制と負担を押しつけることになれば、多くの自主共済の存続が不可能となり、「契約者保護」「消費者保護」を目的とした法改正の趣旨にも反することになります。</p> <p>そもそも自主共済への規制を議論した金融審議会でも「構成員が真に限定されているものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべ (裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成 19 年 6 月 20 日 総務常任委員会
受 理	平成 19 年 6 月 15 日 第 5 1 8 号

請願第 1 号

きと考えられる」(平成 16 年 12 月 14 日金融分科会第二部会報告)としていました。それが保険業法の策定と政・省令の作成の段階で規制対象が拡大され、「マルチ商法」を規制するという当初の趣旨から逸脱し、自主共済に保険会社に準じた規制を押しつける内容に問題がすりかえられたのです。

日本社会に深く根をおろしてきた「仲間同士が助け合う」という活動を奨励することがあっても、法律で規制したり、「もうけ」を追及する会社にしなれば「仲間同士の助け合い」ができないようにすることは、決してあってはならないことだと思います。つきましては、下記の事項を内容とする意見書を国の関係機関に提出して下さるよう請願いたします。

記

- 1 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。
- 2 団体が目的の一つとして構成員のために、自主的かつ健全に運営されている共済を保険業法の適用除外にすること。